



メルボルン日本人学校

出席に関する方針

本方針に関するご質問は学校事務(03-9528-1978)までお問い合わせください。

目的

本方針は以下のことを目的としている。

- 義務教育年齢のすべての子どもが認可校に在籍し、開校日に関しては毎日学校に通うことを確認すること
- 児童生徒、教職員、保護者・監護者が、学校に通うことの重要性について共通認識を有していることを確認すること
- 以下の目的のために本校が実施している主要な実践と手順を、本校教職員および保護者に説明すること
 - 児童生徒の出席を支援、管理、維持すること
 - 児童生徒の欠席を記録、管理、追跡すること

適用範囲

本方針は本校に在学する全児童生徒に適用される。

定義

「保護者」とは、Family Law Act 1975（1975年連邦家族法）に基づく保護者の責任を含む、子どもの保護者としての責任を負うすべての者、および子どもが通常または定期的に同居するすべての人を含む。

方針

学校教育は、オーストラリアでは6歳から17歳まで(学校への出席や在籍において例外の許可を得ている場合を除く)、日本では6歳から15歳までの子どもおよび若者に義務付けられています。

すべての子どもおよび若者にとって毎日学校へ出席することは、学業で成功し、社会面および成長面において遅れを取らないためにも重要である。学校に通うことにより、子どもおよび若者は教育および支援ネットワークを獲得でき、人生の機会が最大化される。学校は、児童生徒による重要なスキル、知識および価値観の習得を支援する場であり、これにより児童生徒はさらなる学習と地域社会への参加が可能となる。

通学免除が認められていない限り、児童生徒は各学期に定められた登校日において、毎日、通常の就学時間に出席することが求められる。

児童生徒が毎日学校に通えるよう、学校と保護者の双方がこれを支援する重要な役割を担っている。

開校日においては、すべての児童生徒が毎日就学時間を満了すべく学校に通うべきである。本校は、学校コミュニティと協力し、無欠席で学校に通うことを奨励し、これに向けた児童生徒の支援に取り組んでいる。

本校は、弱い立場におり、出席率の低い、または出席率が低下している個々の児童生徒または集団を特定し、このような児童生徒およびその保護者と協力し、さまざまな対応と支援を通じて出席率の改善を目指す。

児童生徒には毎日の出席、時間通りの通学、そして学ぶ準備ができていることが求められる。出席に影響を与えるような問題を抱える児童生徒は、教師に相談し支援を仰ぐことが推奨される。

保護者には、開校日において子どもが毎日時間通りに通学できるよう支援し、学校と率直な情報交換を行い、児童生徒が欠席する場合はそれに対する正当な理由を説明する義務がある。

保護者は、子どもの出席に影響を与える問題について、担当教職員と連絡を取り合い、本校と協同で懸念事項に対処するよう協力する必要がある。

保護者は、子どもの欠席について適切な説明を行い、家族の休暇、用事および活動等は休校日に計画するよう努める必要がある。

出席記録

本校では、以下の要件を満たすため、1日に2回出欠を取り、これを記録する必要がある。

- 法的要件の順守
- 全児童生徒に対する注意義務の履行

出欠は、授業開始時と昼食後に担任教師が記録する。

児童生徒が学校の承認を得たアクティビティ活動に出席している場合、その担当教師は該当する児童生徒を出席したものとして記録する。

欠席記録

出席免除が認められない欠席の場合、保護者はその欠席の理由を学校に説明する必要がある。

保護者は、本校に対し次の方法で欠席通知を行う必要がある。

- 予定外の欠席の場合は、School Stream を通じて欠席を登録するか事務に連絡する
- 計画的な欠席の場合はSchool Stream を通じて事前に欠席を登録する

児童生徒が欠席したにもかかわらず、学校が保護者から何の連絡も受けていない場合、または欠席の理由が説明されていない場合、保護者が対応するための時間を見込んで、その欠席当日のできる限り早い時間に保護者に連絡を試みる。

児童生徒が理由なく欠席し、これについて保護者と連絡が取れない場合、可能であれば欠席当日中に、本校が保管する児童生徒用個人ファイルに指定された緊急連絡先への連絡を試みる。

本校は、各欠席についてその理由を記録する。

校長は、その裁量において、児童生徒の欠席について保護者から説明された理由を認めるか否かを判断する。通常、次のような理由は欠席理由として認められる。

- 授業時間外の予約が不可能または不適切な医療機関および歯科の予約
- Sorry Business(アボリジニの喪に服するための葬儀行事)への出席が必要とされる児童生徒を含む、忌引き、または親戚あるいは友人の葬儀への参列
- 原因への対処が行われており、学校復帰を支援するための計画が保護者と共に用意されている場合の不登校
- 保護者、監護者より学校への事前通知があった場合の文化的慣習を尊重する行事への出席
- 保護者、監護者より学校への事前通知があった場合の家族休暇

承認

作成日	2024年11月
審議	教職員、学校運営理事会
承認者	学校運営理事会
承認日	2024年11月
再評価予定日	2026年11月

本方針は英語で作成され、日本語版はあくまで参考として翻訳されています。英文版が正本である為、これら両言語版の間に矛盾抵触がある場合は英文版が優先されます。